

令和 3 年度第 1 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 4 年 3 月 1 8 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和3年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和4年2月18日(金) 午後2時08分
3. 閉 会 日 時 令和4年1月18日(金) 午後2時57分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旧十和田湖地区	白山雄治郎君	旧十和田湖地区	中屋敷鉄男君
切田地区	若沢弘幸君		

8. 会議に付した案件

- 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第49号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第50号 農用地利用配分計画の認可について
報告第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り下げについて
報告第52号 営農型発電設備による発電事業の廃止について
議案第62号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第63号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第64号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第65号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第66号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第67号 令和4年度十和田市農業委員会事業計画について

9. 議事録署名委員

6番 小笠原 秋彦 君 9番 奥 山 博 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横 岡 聖 一	事務局 次 長	菅 原 靖 雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主 査	東 浩 治	事務局 主 査	佐々木 徳 幸

11. 書 記

事務局 主 査 東 浩 治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年3月7日に告示招集いたしました、令和3年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。6番 小笠原 秋彦 委員、9番 奥山 博 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）議案書の1ページをお願いいたします。報告第47号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は、2ページから5ページです。まず農地法によるものが、2ページから4ページの合計13件29筆92,165平方メートルです。今後の意向につきましては、65番は別人と農地法第3条による賃借権設定で、今回議案として上程されております。66番は、今後別人と貸借の予定。67番は、今後別人と売買予定。68番は、今後別人と貸借の予定。69番は、別人と中間管理機構で貸借の予定で、今回の議案として上程されております。70番は売却の意向があり、あっせんの希望が出されております。71番と72番は、今後別人と貸借の予定。73番は別人との売買で、今回農地法第3条所有権移転で上程されております。74番から77番までは、別人との農

地法第3条賃借権設定で、今回議案として上程されております。次に、中間管理事業によるものが5ページです。合計3件12筆18,777平方メートルです。3件とも受け手を変更するための解約です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）6ページをお願いいたします。報告第48号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、7ページから12ページです。今回は、合計15件131筆293,738.72平方メートルです。取得事由は、全て相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、貸借中、農地として管理などとなっています。届出内容について、補足してご説明いたします。10ページの申請番号170番につきましては、届出書には農地として管理と記載されていますが、筆数、面積等が大きいため改めて事務局で確認したところ、農作業受委託により作付けされている状態とのことです。申請番号174番と175番につきましては、被相続人は同一人物で持分2分の1ずつを相続するものです。今回あっせんの希望はございません。なお、現況宅地、山林など、農地以外の用途になっているものは、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。報告第49号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。内容は14ページです。合計2件3筆6,400平方メートルです。2件とも、令和4年1月の第10回総会で、審議、承認いただいた買受適格者です。許可書の交付日は、番号99番が2月14

日、100番が2月28日です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）15ページをお願いいたします。報告第50号、農用地利用配分計画の認可について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和4年2月21日です。16ページです。賃借権の設定で、合計2件8筆18,447平方メートル、いずれも新規の設定です。利用権の設定期間は、いずれも4年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）17ページをお願いいたします。報告第51号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下願の提出があったので報告する件です。内容は18ページです。本件に係る、当初の転用許可申請は太陽光発電施設設置を目的として、令和3年11月25日に提出され、当農業委員会では令和3年12月16日の第9回総会において、許可相当と判断したものです。取下げ理由は、発電事業者である譲受人において、設置場所の積雪基準に関する社内規定が申請後に変更となり、当該申請地がその基準を満たさないこととなったため、やむを得ず設置を断念したことによるものです。取下願は、令和4年1月19日付で受理いたしました。なお、補足ではございますが、本件につきましては、県の転用許可処分の決定前の段階であったため、許可の取消しではなく申請の取下げの手続きとなります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第52号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）19ページをお願いいたします。報告第52号、営農型発電設備による発電事業の廃止について。農地法第5条第1項の農地転用許可を受けた者から、別紙のとおり発電事業を廃止する旨の届出があったので報告する件です。内容は20ページです。本件は、令和2年9月25日に営農型太陽光発電設備を設置するものとして10年間の一時転用許可申請書が提出され、令和3年2月1日付けで転用許可となったものです。しかしながら、このたび許可を受けた土地において、発電事業を継続することが困難との理由で廃止報告書の届出がありましたので、令和4年2月28日付でこれを受理いたしました。営農型発電事業に係る転用許可の場合、許可条件として事業を廃止する場合は速やかに報告することとされており、転用取消の手続きは必要のないことを県に確認しております。なお、従来一時転用事業の完了届については、総会での報告案件とはしておりませんが、本件につきましては営農型発電設備のため、仮に事業が継続していた場合は、下部農地での営農状況について確認、指導していくことが必要となりますが、今回の届出によりその必要がなくなったことから、報告案件とすることが適当と判断いたしました。今後も同様の届出がありましたら、報告案件として取扱いたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

委員（力石堅太郎君）17番、力石です。発電ができなかった理由を、もう少し詳しく説明してもらいたかったです。

事務局長（横岡聖一君）届出のあった発電の廃止届の中には、県の方で許可する時に様式も添付されているんですけども、廃止理由を書くところがない様式になっております。事務局の方では一応確認、聴取をいたしまして、譲受人、渡人双方で折り合いがつかなかったところがあったというのが実状のようです。そのことの陥った理由については、事務局の方ではそれ以上把握しておりません。

委員（力石堅太郎君）わかりました。

議長（杉山秀明君）その他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、稲田委員、柿本委員の3名です。3月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室において聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

（ _____委員 退席 ）

再開 午後2時23分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いします。議案第62号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は22ページから29ページです。先ほど報告第47号でご報告しました、合意解約後の権利設定に係る案件は、22ページ所有権移転の102番26ページ、賃借権の34番、35番、36番27ページの39番、28ページの45番です。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。14番 竹浦 寿広 委員をお願いします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計26件で、このうち所有権移転10件、賃借権設定13件、使用貸借による権利の設定3件となっております。所有権移転は、22ページの申請番号101番から105番までが相手方要望による売買、23ページの申請番号106番、25ページの申請番号107番は親から子へ贈与、申請番号108番は親戚へ贈与、申請番号109番、110番は知人へ贈与するものです。賃借権設定は、26ページの申請番号34番から28ページの46番が労力不足によるものとなっております。使用貸借による権利の設定は、29ページの申請番号47番が親から子へ経営移譲、申請番号48番、49番が労力不足によるものとなっております。今回の申請の許可要件についてですが、お手

元の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（奥山博）9番、奥山です。所有権移転に係る許可申請書の受理あるいは指導方針についてお尋ねいたします。ページは22ページと23ページに関連してございます。その申請番号は101番の譲受人_____さん、104番の_____さん、そしてまた106番の_____さんの3件に関連することでございます。この許可申請書の受理にあたっては、申請があったものをそのままここに記載しているかということをお尋ねします。いわゆるこのマスの1番右側に譲受人の時間、労力、農機具、家畜の所有状況という項目がございます。この私が今聞きたいという3件に関しては、いずれもが十和田市をリードする100頭から1,000頭規模を有する畜産農家でございます。その農家であって、畜産は0であるというような形の記帳になってございます。この指導方針の中にあって、畜産の飼養頭数というものに対しては必要ないということなのか、あるいはまた、その申請をそのまま尊重したということか、そのことについてお尋ねします。

議長（杉山秀明君）局長。

事務局長（横岡聖一君）ただ今の件についてお答えいたします。ここの欄に記載されている家畜についてでございますが、飼養している家畜の頭数ではなくて労働力としての家畜ということとなっております。繁殖用とか肥育用で飼育している家畜している家畜の頭数、経営上の頭数ではなく、昔、馬で引っ張ったとかそういう労働力としての家畜というのが今許可申請書の中に残っております。そういう意味での頭数でございますので、お話のあった代表的な畜産農家でいらっしゃるかもしれませんが、この欄については0というふうになっております。以上です。

議長（杉山秀明君）よろしいですか。

委員（奥山博君）労力に関しては、畜産も労力がかかるわけであって、そういった形からいくとこの項目はいらんんじゃないかと思えます。例えば極論すれば、そういった形の中で有機的な農業経営の中で所有権移転を受けるんだということであれば、頭数は不要ということはどうかなと思いました。そうすれば項目

として不要じゃないかということでございます。

議 長（杉山秀明君）これは昔、馬や牛で耕起したという解釈ですよ。生産のための経営のための家畜という意味の家畜ではなくという判断だそうです。いいですか。

委 員（奥山博君）いいというか、わかりかねるということでございます。皆さんも聞いているからいかがですかということです。ただ、このお三方は先ほども申し上げたとおり、100頭から1,000頭規模に迫る規模、そして十和田市を牽引している畜産農家であります。そういったことで、自分の主力本能の中で畜産と農業を組み合わせた中で、非常に優秀な経営をしている方々でありますからなんでこれが0なのかと、畜産という形の中で見えないのは残念だなという形で思えたので意見として申し上げたということでございます。

議 長（杉山秀明君）わかりました。その他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時33分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）30ページをお願いいたします。議案第63号、十和田市農用

土地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めます。内容は31ページです。今回は、合計3件4筆10,094平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、旧十和田湖町地区 中屋敷 鉄男 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（中屋敷鉄男君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。申請番号38番は、令和4年2月9日午前10時農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）中屋敷推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（若沢弘幸君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号39番は、令和4年2月9日午前10時30分農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）若沢推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、旧十和田湖地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（白山雄治郎君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号40番は、令和3年12月22日午前9時農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、

農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）白山推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）ただいま、各委員の皆様からご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）32ページをお願いします。議案第64号、十和田市農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、33ページから38ページです。賃借権の合計は、11件22筆65,570平方メートルです。33ページの90番のみ再設定で、その他は新規の権利設定です。出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定の期間は、89番が10年、90番が5年、91番、92番は10年、93番が20年、94番は5年、95番から98番までが10年、99番が5年となっております。次に使用貸借に係るものは、39ページから42ページです。使用貸借の合計は、7件15筆29,182平方メートルです。すべて新規の権利設定で、92番につきましては、今回合意解約後の使用貸借の案件で

す。利用権の設定期間は、92番が10年、93番が2年、94番から96番までが5年、97番が10年、98番が5年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第64号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）43ページをお願いいたします。議案第65号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は44ページです。合計1件1筆212平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについて、ご説明いたします。5番の転用事由は、農業用倉庫の建築です。現在の倉庫が老朽化したため、申請者が自家用の倉庫を新しく建築するものです。場所は、イオンスーパーセンター十和田店から南東に約1.7キロメートルの地点です。農地区分は第1種農地に該当しますが、農業用施設の用途のため、不許可の例外となります。なお、転用面積212平方メートルに対し、事業の所要面積437.01平方メートルとなっております、非農地併用の事業となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。7番 稲田 優憲 委員をお願いいたします。

報告委員（稲田優憲君）農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第4条の農地転用申請は1件です。令和4年3月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。また、同日午後2時市役所別館4階会議室1において、農地法第4条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴き取り調査の結果、全ての申請は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認め

られます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君） 稲田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第65号は承認とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君） 次に、議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 45ページをお願いします。議案第66号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は46ページです。今回は、合計4件4筆11, 210平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。79番の転用事由は農地を売買で取得し、有料老人ホームを建築するものです。場所は、南小学校から南西に約800メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。本件は、小規模開発行為の対象となります。80番の転用事由は病院建設工事に伴い、工事関係者の駐車場及び仮設事務所を整備するものです。賃借権の設定による、3年間の一時転用です。場所は、サンデー十和田店から北に約50メートルの地点です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。81番の転用事由は、農地を売買で取得し、車庫2棟及び駐車場を整備するものです。場所は、JA十和田おいらせ大深内支店から南に約200メートルの地点です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。なお本件は、令和3年9月の第6回総会において、農業振興地域整備計画の変更いわゆる農振除外について、適当と判断した農地です。また、現在既に車両置き場として利用されていることから、始末書が添付されております。82番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置場を整備するものです。場所は、十和田下水処理場から東に約250メートルの地点です。農地区分は第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張のた

め、不許可の例外となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。8番 柿本 広一 委員 お願いいたします。

報告委員（柿本広一君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は4件です。令和4年3月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時市役所別館4階会議室1において、農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、全ての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）柿本委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第66号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）47ページをお願いします。議案第67号、令和4年度十和田市農業委員会事業計画について。別紙のとおり令和4年度十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件です。内容は、48ページから52ページです。毎年度の農業委員会事業計画につきましては、例年、前年度の3月総会において内容をご審議いただき決定しているところでございます。今回は、令和4年度の事業計画の案を取りまとめましたので、前年度からの主な変更点を中心に、内容についてご説明いたします。48ページですが、まず基本方針については、1段目から3段目までは、昨年公表された2020年農林業センサスの他、最近の社会情勢や農業情勢について記載しております。4段目では水田活用交付金が

見直され、ご承知のとおり交付単価の減額ですとか、5年水張りなしの対象水田からの除外、さらには畑地化など農業経営への影響が懸念されることについて、また次の段では、2月に農林水産省から農業委員会における最適化活動の推進についてという通知が示されたことを受けて、その取り組みを強化することについて記載してございます。次に、49ページからは事業計画となります。主な変更点は、まず50ページは2. 農業振興対策事業の(1)の⑤農業後継者対策についてです。これまでは後継者の結婚対策、具体的には出会いの場を創出のため交流会の開催のみを実施してきておりましたが、新型コロナの影響により2年連続開催できなかったこと、また近年、交流会そのものの成果が上がっていない現状を踏まえまして、実行委員会等で協議し結婚対策に限定せず、後継者の経営意欲につながる活動ですとか、新たな担い手発掘につながるよう農業の魅力を発信する活動など、幅広い切り口で後継者対策に取り組むことといたしました。次に、52ページ(4) 農政・研修活動の実施の③研修会の開催についてですが、(イ)のところの国内視察研修、こちらも2年連続で実施できなかったものでございます。こちらについて、農業委員任期の関係もあり令和4年度に委員全員18人分を予算要求いたしましたので、情勢を考慮しながら方法を検討し実施してまいりたいと考えております。また、上十三農業委員会大会は8月24日に三沢市で、県の農業委員大会は11月16日に青森市で開催の予定となっております。最後に、3. 令和4年度における新たな取り組み課題についてです。(1) 新たな農地利用最適化への対応は、活動目標の設定ですとか、その点検、評価、公表について見直しが見られましたので、通知内容に沿って委員の皆様とも協議の上、適切に対応してまいります。(2) 農業委員会サポートシステムへの移行ですが、これは農地情報公開システム、いわゆる公開されているところでは農地ナビですが、この運用方法ですとかそれに伴う通常の農地台帳管理が農水省の主導で新しいシステムに移行しますので、必要な作業を行っていきたくて考えております。(3) 改正農業経営基盤強化促進法への対応ですが、これは今国会に提案されている法改正により人・農地プランが法定化され、市町村が新たに地域計画を策定することになります。この地域計画策定のため、地域ごとに担い手による農地利用の目標地図を農業委員会が作成することとされました。法律の施行は、公布日から1年以内とされていることですから、実際は令和5年度からの作業になると思われませんが、令和4年度はその準備期間として、関係機関と連携しながら実施方法などの検討に着手していきたくて考えております。最後(4)のタブレット端末の導入については、今年度、現地確認や総会時に試験的に使用していただいておりますが、本格導入のための補助事業が実施されますので対応してまいりたいと考えております。以上、主な変更点についてご説明いたしました。その他の事項については、おおむね例年どおりの計画となっております。令和4年度につきましても、新型コロナの影響がどの程度続くか不透明なこともございます。特に会議や研修、行事については、臨機応変な対応が必要となることも予想されます。委員の皆様とも情報共有し、協議させていただきながら事務を進めていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

す。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第67号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時57分 —————